

大阪市

無料低額宿泊事業に関する現状と問題点

1. 無料低額宿泊事業の現状

(1) 事業者数、規模等

事業者数	施設数	定員
2 団体	7 施設	183 人

(2) 居室環境等

- 個室かどうか … 全て個室
 - 居住面積 … 5畳～8畳
 - 浴室 … 6施設は共同、1施設は居室に設置
 - トイレ … 6施設は各フロアに設置（共同）、1施設は居室に設置
- ※大阪市では、「個室」が確保されていない場合は、「同居」と認定し、個人個人を単一世帯とする居宅保護の適用は行わない取り扱いとしている。

(3) 家賃他サービス契約内容

- 家賃
全て 42,000 円（単身者の上限額）
- 食事の提供
 - ・6施設 … 食材を提供し献立表に基づき当番制で自炊（月 24,000 円）
 - ・1施設 … 自炊（食事サービスの利用料契約はなし）
- その他利用料等
 - ・6施設 … 22,440 円（光熱水費 6,220 円、クリーニング・洗剤等 16,220 円）
 - ・1施設 … 1,000 円（共益費）

(4) ガイドラインの制定

平成 15 年 9 月 1 日に、厚生労働省のガイドラインを踏まえ、大阪市の指針を制定。

2. 「主な議題」に対する考え方

(1) 無料低額宿泊施設に対する法規制について

- ・ホームレスの方を対象とした現在の事業形態は、そもそも社会福祉法に規定する「無料低額宿泊事業」とは全く違った形態になっている。
 - ・現在の事業の枠組みではなく、「無料低額宿泊事業」の定義付けを明確にした上で事業の枠組みの構築が必要。
- ※単に規制のみを強化すれば、民間アパート等を活用した無届事業者の増加を引き起こしかねない。

(2) 事業者に対する新たな規制について

現在の社会福祉法に規定する事業を前提として検討することには困難があるが、現状を踏まえれば、考え方は以下とおり。

○最低基準

- ・生活費については、本来の無料低額宿泊施設であれば、居宅保護基準の適用が妥当であるが、運営の形態により基準の見直しが必要。
- ・家賃についても、「無料・低額」の基準が必要。

○金銭管理

本人同意（契約）を前提に、全面規制は現実的ではない。

○面積基準

少なくとも個室を前提とすべき。

○支援員

支援員の配置は必要

○支援計画

退所に限定せず、個人の状況に応じた支援計画の策定は必要。

○収支状況の公開

事業として位置づける以上は、収支状況の報告は必要。

○入所要件

- ・事業の位置づけによるが、生活保護施設と居宅保護との中間的な事業として位置づけるのであれば、実施機関の関与が望ましい。

(3) 福祉事務所における取り組み（現状）

○訪問活動

他の居宅ケースと同じ基準により、ケースワーカーによる訪問を実施

○転居支援

必要に応じて行う。

○生活保護費

本人への支払いを徹底している

(4) 都道府県、指定都市、中核市における取り組み

- ・事業の届出の際や届出内容の変更があった場合は、指針に基づく要件などを実地により確認。
- ・指針に基づき、年1回の事業報告と会計報告を義務付けている。

無料低額宿泊事業以外の、いわゆる「無届施設」の現状と問題点

(大阪市の現状)

- ・大阪市においては、無料低額宿泊事業は、特定団体のみの活動として見られるが、大きな広がりは見られない。
- ・しかし、これらにかわり、無料低額宿泊事業という形態ではなく、一般の民間アパート等を利用して、ホームレスの方を入居させ、食事の提供などによりサービス料を徴収する事業者が多数存在している。
- ・これらは、大きくは「法的位置付けのない施設」というくくりになっているが、専用の施設ではなく、物件は全く一般のアパートであり、しかも建物全体ではなく、そのうちの数室を活用して事業が展開されているケースがほとんどであることから、その実態が非常に把握しにくい状況となっている。

(1) 民間アパート等を活用した、いわゆる「法的位置付けのない施設」の現状

①事業の形態

- ・一般的な民間アパート等の数室を借り上げ、生活保護受給者を入居させている。
 - ・家賃額はほぼ一律的に生活保護費の上限額（42,000円）。サブリース的に中間マージンをとり、差額が事業者の収入となっている事例も見受けられる。
 - ・その他の利用料としては、食事の提供、福祉手続きの代行などのサービス提供を行い、被保護者から利用料を徴収している。
- ※これまでの調査では、必ずしも一律的な取り扱いを行っている状況までは認められない。

②事業者の状況

一般的な民間アパートの数室を利用した形態となっており、その実数値の把握が困難な状況。

(参考)

「法的位置づけのない共同住宅に関する実地調査」

- ・施設（アパート）数 … 88施設（アパート）
- ・生活保護受給者の入居者数 … 1,250人

③居室環境等

一般的のアパートであり、それぞれ状況は違うがトイレ、風呂等が設置されているところが多く、極端に劣悪な物件はあまり見受けられない。

④家賃他利用料等の状況

○家賃

ほぼ全てが42,000円（単身者の上限額）

○食事の提供

- ・弁当の宅配 月30,000円前後

○その他利用料等

共益費、福祉代行サービスなどにより利用料を徴収しているケースがあるが内容と金額はまちまちで、多いところで食費とあわせて5万円前後。

※平成21年11月に設置した適正化推進チームにより、事業者、入居者に対するヒアリングなどを通じた実態調査を実施。弁護士等専門家の意見を伺い、法的な問題がないか、大阪市としてできる対応と必要な措置について引き続き検討中。

(2) その他の生活保護受給者を対象とした事業の状況

- ①居室に炊事場、トイレ、風呂などがなく、狭隘な環境で生活保護基準上限額の家賃設定となっている物件が増加している。
- ②敷金、礼金を取っていないいわゆる「ゼロゼロ物件」であるにもかかわらず、生活保護受給者の場合は敷金の上限額を請求している事業者が見受けられる。
- ③ホームレス状態の方への支援を行う団体、不動産事業者、家具什器や布団の事業者が一体となった事業が行われている状況が見受けられる。

(3) 法規制の考え方

これらの事業にも規制が必要であるが、規制のみでは解決し得ない困難性がある。

- ①個人の意思に基づくものとなっているか
食事の提供やサービス契約などは、個人の意思に基づいてなされているかが判然とせず、非常に不透明な状況にある。
- ②保護費が適正に支出されているといえるか
家賃、食費、福祉サービス代行などについてはあくまでも個人契約となるが、その水準の適切性、妥当性が判然とせず、非常に不透明な状況にある。



このような事業者が多数存在する背景として、

- ・居宅生活をするにあたり何らかの支援を要する方の存在。
- ・事業として成り立つ利益の存在。

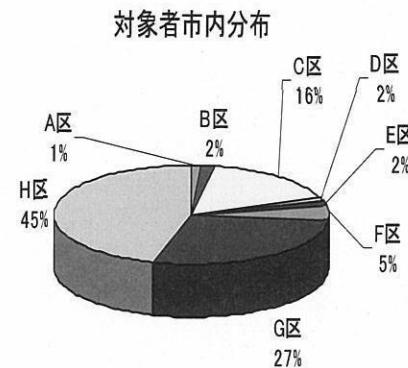


- ・当面、できる範囲での法規制は必要であるが、無料低額宿泊事業も含め、このような事業が第二種社会福祉事業の枠組みや民間の事業に委ねていることが妥当かという根本的な問題がある。
- ・社会適応に課題を抱え、相応の支援が必要な方に対して、直接的・間接的に行政がかかわる枠組みの構築の検討も必要。

関連調査(A事業者)

1. 対象者分布

区別	対象者数	割合
A	4	1.2
B	5	1.5
C	53	16.1
D	5	1.5
E	5	1.5
F	16	4.9
G	91	27.7
H	150	45.6
合計	329	100



2. 対象者年齢

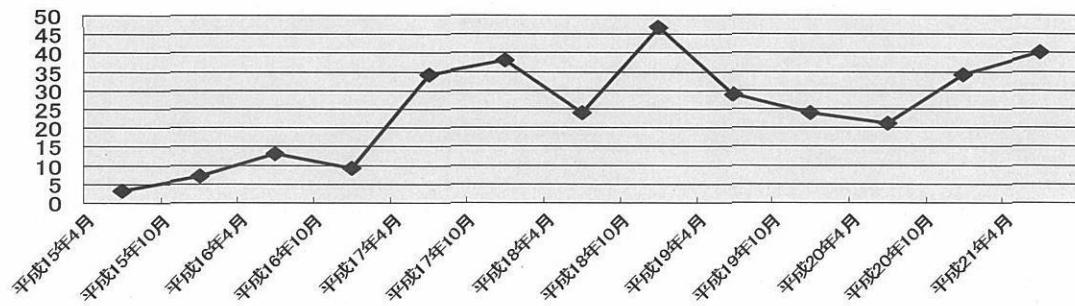
平均年齢 61 歳

年齢層	人数(人)	割合
30 歳代	2	0.6
40 歳代	11	3.3
50 歳代	126	38.3
60 歳代	147	44.7
70 歳代	35	10.6
80 歳代	8	2.4
合計	329	100

3. 生活保護受給期間・生活保護開始時期

受給期間 34 ヶ月 2.8 年

生活保護申請時期



4. 施設規模

施設規模		平均 10.6 人
契約者数	施設数	
5 人未満	8	
~10	15	
~15	3	
~20	2	
~25	0	
~30	1	
~35	1	
~40	0	
~45	0	
~50	0	
~55	0	
~60	0	
61 人以上	1	

5. 食事の契約

状況	人数(人)	割合(%)
有	189	57.4
無	65	19.8
不明	75	22.8
合計	329	100

6. その他契約

- ・ 福祉サービスの補助代行サービス等の利用料
- ・ 電化製品等のリース料等

7. ケースワーカーが感じる問題点

- ・ 自由になる保護費は約 20,000 円
- ・ 補助代行サービス等の名目の費用が毎月 50,000 円程度徴収されている
- ・ 住宅は、マンションの部屋を借り上げている様子。家賃はほぼ同じ
- ・ 世話料は、病院や公共機関に車で送迎をしてもらう等の際に発生する様子
- ・ 被保護者からの話では、必ずしも契約を強要されている訳ではない様だが、失踪者多く、契約の実態など判然としない

8. その他

・同一物件における家賃比較

物件 NO	事業者関連入居 被保護者	一般入居 被保護者	差額	
1	42,000	25,000	-17,000	1.7 倍
2	42,000	34,000	-8,000	1.2 倍
3	42,000	36,000	-6,000	1.2 倍
4	42,000	39,000	-3,000	1.1 倍
5	42,000	30,000	-12,000	1.4 倍
6	42,000	33,000	-9,000	1.3 倍
7	42,000	34,000	-8,000	1.2 倍
8	42,000	22,000	-20,000	1.9 倍
9	42,000	27,000	-15,000	1.6 倍
10	42,000	32,000	-10,000	1.3 倍
11	42,000	33,000	-9,000	1.3 倍
12	42,000	25,000	-17,000	1.7 倍
13	42,000	29,000	-13,000	1.4 倍
14	42,000	29,000	-13,000	1.4 倍
15	42,000	32,000	-10,000	1.3 倍